

日時：平成28年5月26日（木曜日） 14時00分～16時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

○山本委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第16回を開催いたします。

皆様方におかれましては、ご多忙中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に、今回の委員、オブザーバーの出欠状況等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 ありがとうございます。

本日は、丸山委員、渡辺委員、それから消費者庁の取引対策課、桜町課長がご欠席ということになっております。

また、小塚委員におかれましては、産業構造審議会の規則によりまして、委員としての任期満了ということで、本日は大変恐縮ながらオブザーバーとしてご参加をいただいております。ありがとうございます。

なお、前回までと同様に、本小委員会におきましてはペーパーレスで実施をさせていただいておりますので、お手元の i P a d に関しまして何か不都合等ございましたら、議事の途中でもお知らせをいただければ事務局のほうから対応をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道関係者におかれましてはここまでということで、恐縮ですが。

○山本委員長 それでは、討議に入らせていただきます。

本日の議題は、報告書追補版（案）についてとなっております。

まずは、事務局から、本小委員会の報告書追補版（案）につきまして説明の上、皆様にご議論いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○坂本商取引監督課長 ありがとうございます。

ちょっと、まだ我が省内、冷房がきいておりませんので、よろしければ上着を外していただいて、長い時間ですのでリラックスしていただければと思います。

お手元の資料2、報告書追補版に関しまして、ちょっと大部にわたりますので、かいつ

まんでご説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、目次をごらんください。表紙をめくっていただいて、目次でございます。

4つの章で構成しております。第1章が、昨年の平成27年の報告書以降の状況変化ということで、背景のご説明ということでございます。2章、3章、4章、それぞれセキュリティ強化、改正特商法を踏まえての対応、第4章としてFinTechを活用した新たな業態への対応、この3部構成になっております。

2ページでございます。

第1章、昨年の報告書以降の状況変化ということで、真ん中の段落でございます。本提言につきましては、クレジットカード取引のセキュリティに関する「実行計画」の策定やリスクの増大、あるいは特商法の改正など、昨年7月に発表させていただいた報告書以降の状況変化を踏まえまして、法制上の措置の必要性について改めて検討するために本小委員会を再開し、きょうを含めて3回にわたってご議論いただいた結果を追補版ということでまとめたものであるとしております。

2ポツのところでございます。クレジットカード、セキュリティに関しましては、昨年の報告書におきましては、法令等の制度整備による対応のみならず、セキュリティ協議会の検討結果を踏まえて我が国のセキュリティ対策の強化に向けた取り組みが進むことを強く期待するとまとめていただいております。

ここの協議会の実行計画について、(2)でございます。めくっていただきまして3ページでございます。

昨年3月に立ち上げた対策協議会が、1年間の議論を経まして、7行目でございます、本年2月にクレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画ということで、2020年に向けて国際水準のセキュリティ環境の整備を目指し、その下、3つ書いてございます。3本の柱で実行計画をまとめております。クレジットカード情報の保護、②③不正使用対策につきましては体面取引での偽造カードの使用防止、③として非対面でのなりすまし防止による不正使用対策ということで、この実行計画の策定を踏まえまして、本年4月には事務局を務めていただいております日本クレジット協会にセキュリティ対策推進センターが設置をされ、いよいよ実行計画の実施に向けた段階に入っているとまとめております。

(3)のところでございます。クレジットをめぐるセキュリティのリスクの増大ということで、1つ目に、今国会にも提出されておりますサイバーセキュリティ基本法の改正とい

うことで、政府全体としてこのサイバーセキュリティ対策の強化が喫緊の課題となつてい
と。

4 ページにまいりまして、このサイバーセキュリティ基本法に規定をされております、
いわゆる重要インフラ事業者、13の分野が指定されておりますうちの一つとして、このク
レジットカード取引というのが位置づけられております。また、I C 対応につきましては、
これまで取り組みが我が国と同様おこなっていたアメリカで急速な進展がみられる中で、我
が国の取り組みがおくれたままであると、いよいよ国際的にセキュリティホール化をして、
不正使用のリスクが国境を越えて我が国に流入をしていくという危険性が高まっていると。
また、実際、P O S システムを組んでいる加盟店に対するサイバー攻撃というのも昨年 1
年間で前年比 7 倍ということで急増しているということ。「また、」のところでございます
が、加盟店からの大型漏えい事案というのも続発をしており、不正使用被害については直
近平成27年の数字で年間120億円ということで、3年間で1.8倍の被害額の増加がみられる
ということでございます。

4 ページ下の(4)個人情報保護法については昨年 9 月に改正をされてまいりまして、めく
っていただいて 5 ページ、特定商取引法に関しましては、ちょうど昨日国会を通り、改正
法案が成立をしているという状況でございます。中身については、第 2 章以降で説明を
してまいります。

5 ページ真ん中、4 ポツ、FinTechによるイノベーション促進の議論の進展ということ
で、下から 5 行目のところでございます。昨年の10月に経済産業省で、このFinTechによ
る金融と産業のあり方の変容というところを捉えて議論するためにFinTech研究会が立ち
上がりまして、その中で、クレジットカード分野におけるFinTechのイノベーションを促
す規制制度環境整備としてこの割販法の改正、そして、この割販法の改正を一つのモデル
として、ほかの法領域でも横断的に波及をしていくことへの期待というのがこの研究会の
中でも示されているところでございます。

6 ページ、上から 2 つ目の段落でございます。

こちらもちょうど昨日、FinTechを含めた金融関連の I T 企業への現行の趣旨を容易化
する現行法の改正法案、金融庁のほうから出されたものが国会を通過しております。

6 ページの 5 ポツでございますが、これは前回、小委員会でご報告をさせていただきま
した。詳細は別紙 1、別紙 2 のほうに載せておりますので省きますが、国際ブランドとの
連携による海外も含めた悪質加盟店対策、(2)として国民生活センターとの連携による悪

質加盟店対策ということで、これは昨年の報告書でいただいていた宿題の進捗報告ということを入れさせていただいております。

7 ページ以降が第 2 章、セキュリティ対策強化ということでございます。

セキュリティに関しましては、前回、平成20年の割販法の改正において、カード会社に関しましてはカード番号等の情報管理が義務づけられております。また、昨年の報告書では、カード会社以外加盟店等に関しましては、この情報管理、努力義務ということでご提言をいただいていたところでございます。

第 2 段落目、その後、実行計画が策定をされましたこと、先ほどもありましたようにセキュリティリスクが足元高まっているというような状況の中で、こうした措置では必ずしも十分とはいえないのではないかというご議論でございました。

その第 3 段落目でございますが、重要インフラとして、持続的なサービスの提供の確保という観点からは、カード情報の機密性を維持するということと同様に、不正使用の横行によって機能不全——これは被害負担による高コスト化ということも含めて、機能不全を回避する必要があるという観点からは、この不正使用対策ということも重要ではないかというふうに入れております。

これに関しましては、次の 3 行目ですけれども、加盟店等からの情報漏えいについては、消費者に何ら帰責性がないという点にも留意が必要であると入れております。

下から 3 分の 1、第 1 節、個人情報保護法との関係整理ということで議論をまとめております。

保護法益といたしまして、個人情報保護法に関しましては、プライバシー等人格権や財産権、広く個人の権利利益の保護を目的としています。

これに対しまして、一番下の行からでございます。割販法は、カード番号の不正使用・流出などによる個々の利用者の財産被害の防止のみならず、クレジットカードシステムの全体の信頼性の維持という社会的な法益も保護しているという点で、必ずしも個人情報保護法とは保護法益が同じものではないと。特に不正使用被害防止につきましては、個人情報保護法上は特段の措置はないということをもとめております。

これを受けまして、2 ポツ、措置の方向性として、こういった 2 つの法律の保護法益、あるいはそこから来る措置内容の違い、あるいは決済のためにもともと転々流通することが予定されているこのカード番号の特性ということを踏まえまして、個人情報保護法上このカード番号等が適用を受けるかどうかということにかかわらず、割販法で

必要な措置を講じることが必要だというふうにまとめております。

第2節のところでございますが、ここは繰り返しになります。セキュリティ強化の必要性というのを書かせていただいているので、9ページにまいります。

9ページ、(2)のところでございます。不正使用の1つ目の柱、このカード番号の情報管理ということに関しましては、(2)の2行目から、個人情報保護法の改正、昨年9月の改正によりまして、個人情報の件数による——これまでは5,000件というところで裾切りがありましたのを、これをなくして、中小企業も含めて全ての事業者に安全管理の義務が課せられたということとのバランスも考慮し、加盟店等に対して努力義務にとどまらず法的な義務を課することが適切であるというふうに書いております。

(3)不正使用の防止に関しましては、先ほどの不正使用の横行による機能不全を防止し、システムの信頼を確保するという観点からも、加盟店に対しまして、この不正使用の防止について必要な対策を義務づけるということが適切であるというふうにまとめております。

この義務づけに関しましては、(4)配慮事項ということで、これまでご意見をいただきましたことを整理しております。

①加盟店数は全国で数百万、非常に多様な業種、規模が多用であるということを踏まえまして、一律の規制を課すことで加盟店に過剰な対応を強いることにならないようにと。

②といたしまして、キャッシュレス社会の実現という政策目標に向けて、「コストと安全性」というのを適切にバランスを図ること。

③といたしまして、関係事業者に混乱を生じさせないように、関係主体間に広く共有をされた実務上の指針と整合性を図るということを書いております。

こうした配慮事項も踏まえまして、(5)リスクベースの考え方について説明をしております。クレジットカード取引信頼性確保のために過不足のない措置を求めるために、個々の事業者に対し、それぞれのリスクに応じた措置を求めるという考え方が適切ではないかと。

10ページに行きまして、こういったリスクに応じた措置を求めることで、特に中小企業等における過剰な負担というものも回避されるのではないかと。

具体的には、情報管理については、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者に対し、リスクに応じた法的義務を課す。

②として、不正使用対策については、各加盟店それぞれのリスクに応じた対応というのを義務づけるということを入れております。

(6)といたしまして、具体的なリスクレベルの判断に関しましては、情報管理と不正使用ではそれぞれ判断の際に考慮するファクターが異なるというご意見を入れさせていただいております。

また、リスクに応じてどういった対策が必要か、どこまでやれば十分かという判断主体に関しましては、最終的には法執行の責任主体である行政、一次的には各事業者がみずから評価ということで整理をさせていただきます。

また、各事業者がそれぞれのリスクレベルに応じて必要な対策について適切な判断をいただくために、このリスクレベルの判断に関する客観的な物差しを共有することが必要であると。そのためにセキュリティ専門機関あるいは国際ブランド等から情報発信を積極的にやっていくことが重要であるというのを入れさせていただいております。

(7)においては、国際ブランドルールとの整合性を図るべきというご意見を踏まえまして整理をしております。

次のページ、11ページでございます。

具体的な義務内容の在り方について、(1)ということで、これは昨年の報告書から引っ張っておりますけれども、このセキュリティの義務づけに関しましては技術自体日々進歩するものであるので、法令等によって特定の技術的手段を求めることにはなじまない面があるというところを引用しておりまして、こういった点に留意をした制度設計が適切であるとしております。

これを受けまして、(2)といたしまして、製品安全や保安の分野で採用されております「性能規定」の考え方を紹介しております。「仕様規定」と対になる考え方ですけれども、法令で直接詳細基準を決めるということではなくて、4行目にありますように、一定の性能を実現するために具体的な手段・方法は問わないという性能規定の考え方を紹介しております。

これを受けまして、(3)措置の方向性というところで、セキュリティの分野において、時にトレードオフということになりがちな「利便性と安全性」あるいは「コストとセキュリティ」の両立という課題に関して、技術の力で解決をするということが重要だというご意見をいただいております。こうした考え方を踏まえまして、このいわゆる性能規定の考え方を取り込む、そして法令においてセキュリティ確保に不可欠な機能のみを定め、その実現手段については、最新の技術を生かして各事業者の創意工夫による多様な手法に対してオープンな制度のあり方にする必要があるのではないか。

最後の行でございます。他方で、事業者にとっての予測可能性を確保するという観点からは、12ページにまいります。例えば自主規制機関のガイドラインという形で標準的な対策についてお示しをすることで、こういったやり方をとれば法令上の義務を果たすということを具体的にお示しをすることが必要ではないかと。まずは、冒頭ご紹介したセキュリティ協議会の実行計画をこういった実務上の指針ということで位置づけることで、国としてもその実施を後押ししていくということが求められるのではないかと。

最後、「また、」というところで、こういった義務づけの制度に関しましては、非常に数の多い加盟店、関係事業者に対しまして十分な周知を図っていく必要があるだろうということを入れております。

12ページ真ん中、3ポツ、義務履行の担保措置につきましては、セキュリティ対策に関して対応状況が著しく不十分な場合などに対応するために、指導や勧告、報告徴収や改善命令あるいは命令違反の場合の罰則規定といったような段階的な措置によって、この義務履行が確保されるような形にすることが適切であると。また、情報提供の観点からも、義務違反の加盟店等に関する公表制度の導入も検討すべきではないかというご意見を入れております。

第3節といたしまして、アクワイアラーあるいは登録P S P、決済代行者を通じた加盟店のセキュリティ対策強化ということで、これは昨年の報告書において悪質加盟店の排除を目的とした加盟店調査義務の導入が提言をされているところでございます。報告書の中で、悪質加盟店の是正・排除を通じた加盟店網における適正なクレジットカード利用環境の維持ということで、アクワイアラー等——この「等」は登録P S Pを指しております。アクワイアラー等が、いわば加盟店網のゲートキーパーとして適切なスクリーニングあるいはモニタリングを担うという考え方を入れております。こういった考え方に基きまして、セキュリティ対策の義務づけに関しましてもアクワイアラー等の加盟店調査において、各加盟店の対応状況を確認いただき、必要に応じて是正指導等適切な対応を求めていくことが妥当ではないかというふうにしております。

次のページでございます。

加盟店調査については、実効性を確保することが重要というご意見をいただいております。13ページ4行目でございます。具体的な加盟店調査方法の検討に当たっては、国内アクワイアラーにおける実務も踏まえながら、過剰なコストを生じさせないように配慮をし、制度を実効的なものにしていくことが重要であるというご意見を入れております。

次、昨年の報告書の引用でございますが、アクワイアラー等の各社の営業実態、ノウハウに応じて、初期審査、途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制によって一定の水準を確保するという事で、これも先ほど出てまいりました性能規定的な考え方を採用して、合理的な調査方法を検討すべきとさせていただいております。

その上で、具体的な加盟店調査に関する体制整備に関しましては、認定割賦販売協会、すなわち日本クレジットカード協会において具体的な実務上の指針・ガイドラインというものを示すことが期待をされるのではないかと。

真ん中の段落でございます。こういった実務的なガイドラインを示していただく中で、例えば省エネ分野でとられておりますような「トップランナー方式」を参考に必須事項を示すとともに、ベストプラクティスから抽出をされた推奨事項を示すことで必要最小限の水準を確保しつつ、各事業者がこういった実務上の指針を参考にしながらセルフチェックを行うことで、継続的な改善努力、継続的なレベルアップを促していくということが適切ではないかというふうに入れております。

下から２段落目、「なお、」というところでございますが、この加盟店調査義務については、あくまでもアクワイアラー等に加盟店において生じた事故等に関して結果責任を求めるものではないという留意点を入れております。

また、法執行の現場においても、「リスクベース」あるいは「性能規定」の考え方を踏まえて、過度な負担を課すような硬直的な運用とならないように十分に配慮すべきということを入れてございます。

14ページでございます。

第４節、セキュリティに関して３つ目の柱でございます。認定割賦販売協会を中心としたセキュリティ推進体制の構築ということで、１ポツ、基本的な考え方のところ、藤原先生からご紹介をいただきましたマルチステークホルダー・プロセスの考え方を紹介させていただいております。

冒頭ございますように、クレジットカード取引のネットワーク全体のセキュリティを確保するためには、取引にかかわる多種多様なステークホルダーが目標を共有し、連携をして継続的に取り組んでいくことが不可欠であるというところで、こういった観点からマルチステークホルダー・プロセスというのが重要ではないかということで、下から２段落目、実際セキュリティ対策協議会においては幅広い関係事業者が参画をして、実務的な具体性の高い実行計画をまとめていただいたということで、まさにこのマルチステークホルダ

一・プロセスを経てとりまとめていただいたものと評価できるというふうに入れさせていただきます。

最後のところで、このまとめていただいた実行計画を実際に進展をさせていただくためには、個々の主体的行動のみに期待をするのではなくて、一定の求心力を有する主体を中核として位置づけて継続的な推進体制を構築することが効果的であるということで、2ボツのところで、現行の割販法上、認定割賦販売協会として位置づけられております——15ページにまいります。日本クレジット協会の業務といたしまして、新たに——3行目でございますが、「セキュリティ対策の推進のために必要な業務」ということを法律上追加をいたしまして、これまで事実上担ってきていただきましたこの実行計画策定に当たってのセキュリティ協議会の事務局としての役割というのをしっかり法律上明確に位置づけることで、今後実行計画の実施段階に当たっても、このマルチステークホルダー・プロセスの中核としての役割を明確にしていってはどうかということでございます。

2つ目の段落でございますが、先ほど加盟店のところでございました性能規定という形の規制のあり方をワークさせるために、こういった対策を講じれば十分かという実務上の具体的な指針、ガイドラインといったものを、この認定割賦販売協会について策定をいただくことが期待をされると入れております。

15ページ後段でございます。

第5節、消費者理解の促進ということで、これも前回、前々回ご意見をいただいております。セキュリティを確保するためには、例えば暗証番号等の入力といった消費者側の一定の対応も必要となります。

一方で、セキュリティに関して我が国の消費者の意識はまだ十分ではないのではないかというご指摘もあったところでございますので、こういったところを踏まえまして、消費者理解を促進して一定の協力をいただくということが重要ではないかということ。

「例えば」ということで、食品安全分野でとられているような消費者等のリスクコミュニケーションのあり方というのも参考になるのではないかというご意見がございました。

16ページ目でございますが、加盟店におけるセキュリティの対応状況、例えばIC対応されているかどうかといったようなことに関しまして、消費者に対してしっかり見える化に取り組んでいくということ、あるいはマルチステークホルダー・プロセスの中で消費者とのリスクコミュニケーションというものも図っていくことが重要であると入れさせていただきます。

以上、ここまでが第2章、セキリュティの部分でございました。

17ページに進ませていただきます。

第3章、昨日成立をした特商法の改正を受けまして、関連する事項について、割賦販売法でどういった対応をすべきかということについて、3つの論点について前回ご審議をいただいたところでございます。

第1節、規制対象の拡大ということに関しましては、今般の特商法の改正では指定権利性が見直されまして、金銭債権と株式等の社員権というものが新たに特定権利として追加をされたところでございます。

一方で、割販法に関しましては、特にこういった今回新たに追加をされた2つの債権に関しまして具体的な消費者被害の事例というものが確認をされていないということがございますので、「したがって、」というところではありますが、現時点では割販法での規制対象の拡大は行わないものとし、今後、消費者被害の事例が確認されるといった必要性が生じた場合に改めてご検討をしていくということでまとめております。

なお書きのところで、特商法のほうで今回「役務」の解釈について幅広い解釈がとられているということも踏まえまして、個別クレジットに関する消費者被害の発生状況もみながら、割販法においても適切な解釈をとっていくべきということを入れております。

第2節でございます。

電話勧誘販売における過量販売があった場合の消費者からの申し込みの撤回ということで、今回の特商法の改正では、これまであった訪問販売に加えまして電話勧誘での過量販売についてもこの申し込みの撤回の制度が導入をされたということで、こちらにつきましては、個別クレジットの契約に関しましても一定程度——18ページになりますが、この過量販売に関する消費者相談が一定数確認されているということで、消費者救済に万全を期すという観点から、最後、「したがって、」というところでございます。電話勧誘の過量販売についても、特商法の改正と平仄を合わせて、割販法上も申し込みの撤回等の制度を導入すべきであるとまとめさせていただいております。

第3節といたしまして、取消権の行使期間の伸長ということで、例えば訪問販売等における不実告知があった場合に消費者が取消権を行使できる期間というものが、消滅時効との関係で現行では6ヵ月となっているところを、特商法の改正により、これを1年間に伸ばすということ。そして、こういった取消権が行使された場合に消費者が返還しなければならない範囲を現存利益の限度とするという規定の導入がされたところでございます。

これを受けまして、まず、取消権の行使期間の伸長に関しましては、先ほどの電話勧誘の過量と同じように個別クレジットにおきましても消費者を救済するという観点から、下から2行目のところでありますが、特商法の1年間の伸長というところに合わせまして、済みません、19ページに行きます。19ページ3行目、消費者救済の観点から、特商法の改正に合わせまして、割販法上の取消権の行使期間についても、現行の6ヵ月から1年間に伸長すべきであるというふうにさせていただいております。

(3)として、こういった取消権を行使した場合の消費者が返還すべき対象範囲につきましては、この現存利益に限定をするという特商法の改正に対しまして、現行の割販法では事業者の返還義務については規定をしているけれども、消費者からの返還義務については規定はないということ。

また、その後、法律の解釈を論じておりますけれども、20ページをみていただけますでしょうか。20ページのところで、現行の割賦販売法上、消費者がこういった取消の場合に立替金を返還するという義務は消費者は負っていないということは明確でありますので、そうした立法趣旨に鑑みまして、割販法上は消費者が返還をすべき個別クレジットによって立替払を受けたことによって消費者が返還すべき消費者の利得というものは原則として存在しないものと解されるということで、最後のところでございますが、割販法上の措置は、この現存利益に限定をするという規定に関しましては細かい措置は講じず、今後仮に何らかの事情で必要性が認められたという場合に改めて検討するというふうにさせていただいております。

ここまで第3章でございます。

21ページ、第4章、これは3つ目のテーマでございます。

FinTechの活用による新たな業態への対応ということで、第1節、基本的な考え方でございます。

まず、キャッシュレス化の推進につきましては、日本再興戦略でも掲げられておりますように、インバウンド需要を取り込むためにも極めて重要な政策課題ということです。

あわせて、こういったクレジットカード決済を通じて取引情報が電子データ化されるということによって、決済分野以外のFinTechの活動領域においても情報基盤となるビッグデータの充実化に寄与するという点でも、この分野のFinTechによるサービスの振興というのが重要であるということのご指摘を入れております。

4つ目の段落ですけれども、こういった指摘も踏まえまして、割販法の法目的を効果的

に実現できるよう、FinTech企業によるイノベーションを促す方向で、IT環境の変化なども踏まえつつ必要な見直しを行うべきであるとさせていただいております。

第2節、これは平成27年、昨年の報告書の中でいただいた提言をもう一度紹介しておりますけれども、27年報告書の中では、FinTech企業を初めとする決済代行業者の参入が進んでいる現状、取引構造の変化を踏まえまして、アクワイアラーの登録制及び加盟店調査の義務づけ、PSPの任意登録制とアクワイアラーの加盟店調査義務の代行、そして、3つ目といたしまして、加盟店調査義務に関しましてはさまざまなノウハウを生かした多様なあり方を許容するということで、性能規定的な考え方がとられているということで制度設計のご紹介をしております。

22ページにまいりまして、こういった規制枠組みを柔構造化することによってFinTechの技術を活用したモニタリング等の柔軟な対応を許容しつつ、PSPとアクワイアラーの競争を促進して、クレジット取引全体のコストの削減というものも期待されるのではないかと。

また、これは今回の報告書になりますけれども、セキュリティ強化というテーマに関しましても、下から3行目ですけれども、こういった技術専門性の高いセキュリティに関しては民間の主体的な取り組みを促しながら、FinTechの活用によってイノベーションを促進することで利便性と安全性の両立が効率的に実現することができるというふうに入れております。

第3節以降が、書面交付義務の見直しということでございます。

第3節、最初の段落でございますが、現行の割賦販売法では、書面交付義務、3つの類型で入っております。1つ目がカード発行時のイシューアの書面交付、2つ目としてカードを利用する際のイシューアの書面交付と、3つ目がカードを利用する際の加盟店の書面交付ということで、3つの類型がございます。

このうち③の加盟店の書面交付義務に関しましては、昨年の割販小委の中でもクレジット業界からご意見がございました。前回、FinTech協会からも、この加盟店の書面交付義務がカード決済導入のネックとなっている、あるいはキャッシュレスの裾野拡大の障害になっているのではないかというご指摘もございまして、こういったご指摘を踏まえて、特にこの加盟店の書面交付義務について、その立法趣旨を踏まえつつ、直近のIT環境の変化に応じた見直しの方向性について議論をしていただきました。

下から2行目、従前の経緯ということで少し、割賦販売法の制定当初からのこの書面交

付義務に関する立法趣旨を入れてございますが、ここはちょっと飛ばさせていただきます。

最後の段落です。済みません、23ページの真ん中の段落ですが、30条というのがカードを発行する際のイシューアの書面交付でございますが、カード発行時においては、消費者が販売条件を十分に比較検討した上で選択できるようにする目的での書面交付義務ということでございます。

30条の2の3では、カードを利用する際のイシューアと加盟店の書面交付義務ということで、こちらは割賦での購入ということが対象ですので、割賦で購入することによって支払い関係が長期にわたるといようなことで、契約内容の複雑性に鑑みて、契約内容を明確にして消費者保護を図るという観点から入っている書面交付義務であるということを整理してございます。

(2)といたしまして、2000年に、書面一括法によって一定の要件のもとで、それまで常に書面交付が求められていた民衆の間の義務づけに関しまして、一定の要件を満たす場合には電子的な方法でもよいというところで、割賦販売法も含めて改正がなされたのが2000年ということでした。

24ページに行きまして、24ページ、2ポツの(1)というところです。

書面一括法が制定をされた2000年以降、インターネットの利用者、利用普及率というのも37%から83%近くまで飛躍的に普及をしているということでございます。こういった状況変化も踏まえまして、消費者への情報提供のあり方について改めて再考する必要があるのではないかということで、見直しの方向ということで入れさせていただいております。

具体的には25ページのところに入れておりますが、こういった書面交付義務の見直しに関連いたしまして、3つ具体的な対応事項を入れております。

(1)といたしまして、いわゆる「後リボ特約」というものでございます。最初は1回払いということで購入をした後にカード会員がリボ払いに変更するという特約に関しまして、現行の割賦販売法上解釈が明確ではないのではないかということでFinTech協会からもご指摘をいただいた点でございます。この点については、現行の割賦販売法の文言の解釈としても、後からリボ払いになったものについては、この販売時点で割賦あるいはリボ払いであったものに適用される書面交付義務ということは適用されないのではないかという、こういった解釈をしっかりと明確に示していくべきだということを入れております。

(2)といたしまして、消費者に提供すべき情報項目の見直しということで、先ほどご説明させていただいた3つの類型の書面交付義務の各場面ごとに、現状において消費者に情

報提供することが必要かどうか、あるいはどの時点で誰から情報提供するのが適切かといった観点から、改めて検討すべきということを入れております。

(3)といたしまして、(2)の情報項目を再整理、再検討した上で、さらにこういったIT環境の変化といったようなこと、あるいは他の法律の改正状況等も踏まえまして、26ページでございますが、現行の2000年以来の原則となっている書面交付が原則、電子的方法は例外であるというような書面交付義務の考え方を見直す余地があるのではないかとということで入れております。

こうした観点から、「特に、」ということで、下から2段目でございますが、特に3つ目の類型です。カード利用の際の加盟店の書面交付義務については、必ずしも消費者との継続的な取引関係を前提としないといったようなこと、あるいは多様な情報提供が考えられるといったようなことも踏まえて検討する必要があると。一方で、高齢者など、電子的手段をもたない消費者にしっかり情報提供が確保されるように、消費者からの求めがあった場合には書面交付を行うといったような配慮もあわせて必要ではないかということで入れております。

最後のところは今後への検討課題ということで、カードの利用の際に、カード発行時の会員契約とは別に個別の与信契約というものを前提とする必要があるかどうかについては今後の検討課題ということで入れさせていただいております。

長くなりましたが、事務局の説明は以上といたします。ありがとうございます。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

これ以降、委員の皆様のご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

本日は、これまでの議論を踏まえましてこの追補版の案をまとめさせていただいておりますので、項目を分かたず、どの分野でも結構でございますので、お気づきの点、あるいはさらなる改善提案がございましたらご発言いただければと思います。いかがでございましょうか。

池本委員、お願いいたします。

○池本委員 池本でございます。

非常に詳細に議論の経過、考え方、方向性をとりまとめていただいてありがとうございます。基本的な内容については賛成したいと思います。例えば、15、16ページで、このセキュリティ対策の問題を事業者間の対策だけではない、消費者もきちんと情報提供し、消費者も行動できるということも位置づけた上でセキュリティ対策を推進するというところ

ろを加えていただいたというところは大変適切だというふうに思います。

その上で、これは前回、前々回も議論した加盟店のセキュリティ対策、それからアクワイアラー等のセキュリティ対策がリスクベースで柔軟に対策を講ずる、あるいは性能規定の考え方によって柔軟な措置を講ずるということが繰り返されています。これは、セキュリティ対策というものがさまざまな技術を駆使した対策なので余り画一的な規定で起きにくいということもありますので、こういう柔軟な対策をということ、これ自体は必要なことであろうと思います。ただ、最も留意しなければならないのは、加盟店側も柔軟な、必要に応じてやっていくんです、アクワイアラーの側も柔軟な考え方で必要に応じてやっていくんですということを強調する余地、では最終的にこの問題は誰が責任を負うのですかというのが見えなくなってしまうというところが少し気になりました。

そこで、きょう、委員提出資料ということで私のメモを配付させていただきました。詳細はそこに書いてあるので一々読み上げることはいたしません、報告書（案）でいいますと7ページ、第2章の「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策強化について」という、その十数行あるところの、いわばセキュリティ対策強化の基本的な方向性のところを、もう一步明確に書き込んでいただきたいということを申し上げようと思います。

と申しますのが、このブロックでは4つ段落——最後に5つ目、結論がありますが、例えば第3段落では、カードの不正使用の横行による機能不全あるいは被害負担による高コスト化の回避を図ることが重要であると。これは、いわばカード業界にとっての観点です。その次のところに、カード会員は、カードの紛失・盗難の場合と違って情報漏えいの場合には帰責性がないから被害を負担させるべきではないという点も「留意が必要である」ということにとどまっております。むしろ、留意が必要であるということをさらにもう一步明確にしていくべきだというのが私の意見の趣旨です。それは、カード情報の漏えいによる不正利用被害というのは基本的に会員の負担とせず、カード会社あるいは加盟店、P S Pなど、カード情報を取り扱う事業者間で適切な管理及び負担関係を整備することが求められるのだと。こういう基本的な方向性を明確に打ち出しておいていただくべきだと思います。そうすることによって、今回のこのセキュリティ対策強化は、カードの利用者、消費者にとって安心・安全なクレジットの利用環境を整備するのだと。そこに向けてカード会社と加盟店がそれぞれの役割分担の中で、具体的な措置は技術の進展に応じて柔軟にやっていくのだけれども、最終的に消費者に対する安心・安全を提供するのだということがクリアになるだろうと思います。

また、こういった考え方は、何も現在のルールを無理に厳しくするという趣旨ではありません。それは、私の発言メモの後半に書いておきましたが、現在の標準的なカード会員規約の中でも、偽造カードの使用による利用代金は基本的に会員の負担とはしないと。会員の側に故意または過失がある場合は別として、基本的にはそういう責任を負わないのだというのが現在の会員規約の中でも指摘されているところです。その意味では現在のルールの中でカード会員、消費者の安心・安全を確保するのだということを明確に書き込んでおいていただくということが適切だと思います。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、さらにほかの委員のご意見も伺いたいと思います。とりあえず今のご提案につきましては、委員提出資料として i P a d 上も示されておるかと思います。

今のご指摘だと、7 ページであります。まず、ここの「また、」のところですね。これはそもそもどういう趣旨で起案されたかということを確認させていただきたいと思います。第2章はセキュリティ対策強化の章ですね。その緒論において、現状では必ずしも十分とはいえない。これは第1段落、第2段落。その後、機密性の維持と同様、不正使用についても対策を図ることが大切だと書いてあり、その次に、「また、」と続く箇所はどうも民事の問題を書いているような気がするんですね。つまり、セキュリティを高度化して、そもそもそういう漏えい・不正使用が生じないようにしましょうというのがこの全体のテーマです。しかし、それでもどうしても防ぎきれずに漏えい・不正使用が起こった場合に、では民事的にどうするか。その場合には、カード会員規約の定め、それから裁判例などの基準もありますし、実際の実務においてどちらに責任があったか、カード側にも一部過失があったかとか、そういう認定の問題もあり、そういう民事的問題に触れているように思います。ですので、この流れの中で「また、」が出てきた趣旨、そしてまた、その民事の問題についてどの程度ここで書くかという話。それによってこの書きぶり等も変わってくるかと思しますので、まず、このフレーズの位置づけみたいなものをご説明いただいて、その上で委員の皆様さらに意見を伺いたいと思います。

○坂本商取引監督課長 ありがとうございます。

7 ページ、第2章のところでございます。今、山本委員長からもいっていただいたように、上の3段落に関しましてはセキュリティ対策強化の必要性というところを書かせていただいています。今議論になっているこの「カード会員規約において」というところに

については、セキュリティ強化の必要性そのものの直接の部分ではありませんけれども、このセキュリティ対策に関して議論をする際に留意をしておく事項ということで、先ほど池本先生からもございましたような観点で入れているものでございます。なので、このセキュリティの第2章の中で民事項について深掘って議論するということではなくて、このセキュリティ対策についての一つの留意点ということで触れているという趣旨でございます。

○山本委員長　その上で、池本先生からのご提案が2つありまして、一つはカード会員規約の定めを注記して、きちんと現行の標準的な内容を記述するほうが親切ではないかということがご提案の一つ。もう一つは、「また、」の段落の末尾に一定の加筆をすべきであるというご提案がされております。

委員提出資料中のアンダーライン部分であります、「カード情報の漏えいによる不正利用被害は基本的に会員の負担とせず」というアンダーラインの前半部分は、現在の案の「その被害を負担させるべきものでない」という記述と同じ意味なのか、違う意味なのか。重なっているということであればこれは不要ということになります。そして、その後の「カード会社・加盟店・PSPなど」以下の加筆につきましては全く新しい提案ということになるかと思しますので、そこをもうちょっと補足説明していただけますでしょうか。

○池本委員　ありがとうございます。大変的確な整理をいただきました。

私の発言あるいは提案の趣旨は、その民事責任のあり方をさらに深掘りしたり修正することが意図ではありません。その意味で、アンダーラインでひいたところの「カード情報の漏えいによる不正利用被害は基本的に会員の負担とせず」という、このフレーズは確かに本来の文章の中でも、不正使用の責任は消費者に何ら帰責性がなく、被害を負担させるものではないということの反復になっていると思いますので、これは削除してもいいのかもしれない。ここで私が一番いいたいのは、そういう帰責性のない消費者に負担させないという、その緊張感をもって関係事業者がきちんとした措置を今後講じていく必要があるのだという、そこが大事なポイントだということ。しかも、それは、注を書くというのは絶対書かなければいかんという趣旨ではないのですが、むしろ共通認識の上で原則負担させないというのは現在の運用の中でもなっているので、こういう記述でよろしいのではないかと趣旨で申し上げたところです。

○山本委員長　どうもありがとうございます。少し議事を整理させていただきましたが、この点について何かほかにご議論は。二村委員、お願いします。

○二村委員　ありがとうございます。非常に丁寧にまとめていただいたこと、まず感謝

申し上げます。

私は池本委員とは逆の考えでございまして、つまり今回の報告書というのは行政取締法規、行法である行政取締法規である割賦販売法の中で、事業者に対して行法上どのような行為規制を及ぼすべきなのか、どういう改正をすべきなのかということを論じているはずなんです。民事的な効力の問題を論じる場ではないというのが第1点。

それから、実際に個別の事案に接していきますと、こんなに単純化できる話ではないんですね。例えば、一例を挙げますと、ガソリンスタンドなどで給油のためにクレジットカード決済をするそのカードを運転者がスタンドに預けっぱなしにする。そのほうが便利だからといってカードを預けていたら、それが流出しました、不正利用されましたというようなケースも過去に経験したことがございます。そういうふうになってきますと、さてここで帰責性がと。今のケースでも、加盟店と消費者との関係でいえば、それは確かに加盟店側に帰責性があるという議論になるでしょうけれども、イシューとの関係でどうであるかというような議論を始めていくと、この帰責性というのがこんなに単純に使えるはずはないと思うんですね。まさに、だからこそ、その民事的な問題というのは個別事情を踏まえて紛争解決として立ち現れていくという形なのであって、この委員会において、どちらに帰責性があるからこうすべきであるというような結論を軽々に述べるべきではないと思っております。

池本先生のおっしゃる緊張感をもってというのは、それはもう多言を要しないと。つまり、情報流出したら、それによるダメージなんていうのはもう、消費者に発生する不正利用どころではないダメージが、イシューでありアクワイアラーあるいは加盟店さんに発生するわけですね。ですから、そこをわざわざ、お前らちゃんとやれと横からいわなくてもよろしいのではないかなというのが私の考えでございます。

○山本委員長　ほかにご意見はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上のご意見を踏まえて、さらにここをどういうふうにとまとめるかを検討させていただくということで……。小塚委員。

○小塚オブザーバー　もちろんお任せすることで結構ですがけれども、二村先生がおっしゃったことには若干ひっかかる場所もあり、認識も違うということで、池本先生のおっしゃるご提案の気持ちは共有するところがあります。ただ、文章を修正するところまでいかというと、修正しなくてもよいのではないかなというのが私の結論です。

二村先生がおっしゃったことのどこがひっかかるかといいますと、まず、割賦販売法は

行政取締法規であると修飾されましたが、そうであるかどうか、研究者としては非常に疑問だと思いますし、したがって、こういう場で民事的な効力について一切議論しないということではないと思います。また、帰責性を論じないというと、そもそも事務局が用意した文案にも「帰責性」という言葉がありますので、それも削るかということになって、そうではないだろうと考えます。

池本先生ご指摘のような規約側の文言があるのであれば、盗難カードと区別した偽造カードの利用による代金を会員が負担することにならないのはそのとおりであり、その意味で、会員が不正利用被害を負担しないということは結論としては導かれると思います。ただ、この点について、資料1にお書きになったような書き方をしますと、「不正利用被害」という言葉のニュアンスの問題もあり、例えば利用代金以外に気持ち悪いということを感じた精神的苦痛などをどうするかというと、これは割賦販売法で規律される当事者間の代金負担関係の問題ではなく、一般不法行為の問題になるので、それこそ個別の事案において一般法によって解決すべきことであろう。その点で、修文をすることでかえって深読みをされる方が出るかもしれないことを考えますと、事務局のご提案で意は尽くされているのではないかと思った次第です。

○山本委員長 では、二村委員。

○二村委員 済みません、行政取締法規と申し上げたのは、今回のこの報告書が提案しているのがまさに行為規制にフォーカスをして、民事項については全く述べていないという前提のもとでということと申し上げたと。まずそういう前提でございます。その上で、帰責性が一般的にはそれはお店側にあつて消費者側にないというのは、それはおっしゃる通りなので、別にそこに異を唱えるということではないのですが、強いていえば、「特段の事情がない限り」というような最高裁的言い回しを入れていただいたほうがよろしいかなというぐらいのところですけども。

○山本委員長 皆さんのお話を伺っておりまして、そうであれば、池本先生のご提案の、2番目のご提案は、それを容れたほうが皆様の意に沿うのではないかという気もいたします。つまり、消費者に何ら帰責性はなく、その被害を負担させるべきものではないにもかかわらず、実際には負担させている場面があるから、セキュリティを強化すべきだというニュアンスが、原案からは読み取れるのではないかというところから、池本先生の1のご提案が出て来ている可能性もあるかというふうに、私は池本委員の資料を読ませていただいて感じました。ですので、現行会員規約を示すことによって、しかし、加盟店からの漏

えいについて、消費者の過失も加功している、寄与している場合には、その寄与割合に応じて負担を考えるべき場合もあるし、あるいはカード会員規約が定めるように故意があるというような場合であれば、これはカード会員規約どおりになる。そういったことが誤解の余地なく示されることになりますので、池本先生の現行会員規約の標準的内容を注記するというのが、皆さんのご懸念に全て応えることになるのではないかという感じもいたしますが、いかがでしょうか。

奥口専門委員。

○奥口委員 済みません、その注釈の部分に関していうと、情報漏えいそのまま丸々別に偽造カードに行くというよりは、情報漏えいは基本的にはその情報漏えいをウェブで番号をそのまま使われるのが一般的ですので、あまり偽造カードになることというのはほとんどなくて、むしろ、そういう意味であれば、特に発言するつもりはなかったのですけれども、紛失・盗難についても、あるいはカード情報漏えいについても、現在カード会社はほとんど、余程の、ここでご指摘のあるように会員の故意・過失がない限りにおいて負担をさせておりませんので、書いていただくなら、むしろそう書いていただきたいといいたくなってしまう。

それと、私は法律論は本当に得意ではないのであれですけれども、前半の部分の注釈に関していうと、何か文章のことだけをいって大変恐縮ですけれども、7ページ目のまさにご指摘の部分というのは、前段のところにセキュリティ強化の必要性がそれぞれ提起をされていて、先ほどのご指摘のところも問題が提起されていて、その答えというのはいかに書いていくと記述されていて、池本先生がおっしゃるようないわゆる適切な管理みたいなものもちゃんと本文のほうでこういうふうやっていくよと書いてあって、さらに負担に関しても、読み方が違ったら申しわけないのですが、15ページ目の2段落目のところで、対策が不備の場合に——2センテンス目の2行目の最後のところの「対策不備の場合の責任関係についての考え方を示すため、行政とも連携し、「マルチステークホルダー・プロセス」によるセキュリティ対策に関するガイドラインあるいは加盟店契約におけるモデル条項等の制定を行うことが期待される」ということで、このあたりでそれぞれの関係性といえますか、責任関係についても検討していくんだという記述が入っているような気がいたしますので、そういう意味からすると、問題提起があって、それ以下、ちゃんときちんと本文に書かれていますので、事実上そういう書き方をしているので、このところだけ何か結論を思わせるようなことを、この部分だけに書くのはちょっと違和感があるような

気もしますので、なくても大丈夫なのではないかと思います。

○山本委員長　　今のご指摘で、民事の問題はそんな簡単に考えてはいけないので、この間の3回分の追補のほうの小委員会審議では我々は全くそういうことについては議論しておりませんので、與口専門委員のご指摘のように、もう少し話が複雑になりますと、単にカード会員規約の偽造に関する記述のみを注記するということはかえってミスリーディングにもなり得るということです。ここはあくまでもセキュリティ対策強化というところを記述する章でありそもそも漏えいや不正利用が起こらないようにする、そうすれば、それが消費者の負担の軽減につながるというコンテキストで。「また」以下が書かれているという理解でよろしいかと思います。そうしますと、原案どおりということになりますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

二村委員ご指摘の、カード会員の帰責性の記述が少し一面的で、原則しか書いていないという点につきましては、カード会員規約が民事の問題解決の基準を定めていることは当然の前提ですから、そういうことは書かなくても分かるということで、ご理解いただいてということであれば、むしろ修文しないのが一番バランスがとれているということになるというのが全体のご意見の方向であったかと思います。

ほかにこの点につき……。では、池本委員、お願いします。

○池本委員　　非常にしっかり議論していただいたこと自体、意義があると思います。実は、これの前段階、前回の、リスクに応じた措置とか性能規定の考え方というのを読んだ人たちが、それぞれ責任の中身を柔軟にして薄くしていくというふうにばかりみえてしまうのではないかと、最終責任はどこにあるのだというのが見えなくなるのではないかとという危惧をもって読み取った方が複数いたので、これは行政処分を受けるかどうかという意味と、それから技術の進展に応じた措置を講じるという意味でこういう柔軟にしているということと、逆に、今議論がありましたように、この報告書で民事責任も柔軟にして責任が薄まっていくとかいう意味ではなくて、それはカード会員規約等にもあるように、基本的な責任の所在ということを踏まえながら業界内部で責任感をもって措置を講じていただく必要があるのだと、そういう根本のところを一言ふれていただく必要があるということで申し上げたわけです。それを、文面としてどう変えるのかというのは、先ほど提起したのはあくまで一案ですので、それにこだわるものではありませんが、そういう行政規制法上のここでの柔軟さということと民事的な根本の考え方とは区別されるということは、むしろ十分確認しておいていただく必要があると思います。

以上です。

○山本委員長 わかりました。

それでは、尾島委員。

○尾島委員 それで、今の議論をとめるつもりは全くなくて、もし今の議論で、これでもうまくいくのであればということでちょっと提案したいかなと思ったので、だめならだめということで構わないのですけれども、最後のところ、消費者に何ら帰責性がない加盟店等からの情報漏えいについてはということだったら、かなりニュートラルな記述になるのではないかというふうに考えまして、続けてその被害を消費者に負担させるべきものではないというようなことで、これで皆さんよろしければ、それはそれでいいかなと思うんですけれども、要するに、民事を強調するわけではなくて、こういう点に留意すべきだということを記述するのであればそういうやり方もあるかなと思いましたので、一言発言させていただきます。

○山本委員長 ただ、先ほどからのご議論ですと、消費者に若干の帰責性がある場合でも、興口委員のあれですとユーザーフレンドリーに対応しておられるというご発言ですし、また、実際の裁判例でもやはり、全く帰責性がない場合だけ救済されているわけでもないように思いますので、やはりどう修文しても、この短い文章の中で完全に正確に書くのは、ちょっと難しいような感じもいたしますので、原案通りということで一つお願いできればと思います。

それでは、ほかの点につきましてもご意見を頂戴したいと思いますますが、いかがでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございます。この報告書の6ページ、別紙2でお示ししていただいていますし、前回にもご報告させていただいたのですけれども、現在、消費生活センターの協力を得ながらP I O-N E Tデータを情報提供させていただく準備をしております。その中で、このスキーム自体はわかったが、その情報提供後の成果や結果等を示してほしい、フィードバックしてほしいというような声が届いています。私たちとしてもぜひ成果あるものにしていきたいと思っていますので、この取り組みがスタートした後、例えばどのぐらいトラブルが減少したかや、発生状況の変化を注視し、取り組みに活かしていきたいと思っています。そこで、これらの点について事細かに知らせてほしいという意味では全くありませんが、雑駁でもいいので、加盟店調査に本取組がどのように活かされ

ているのか等の状況を可能な範囲でお示しいただければと考えております。

もう一つ、加盟店調査に関するところで、13ページですけれども、ちょうど中ごろに、アクワイアラー等において、加盟店調査に関し整備する体制について、具体的な指針、ガイドラインを示すことが期待されるという記述がありますけれども、この部分が大変重要であると感じております。現在は、初期審査を重視されている会社ですとか、途上審査を重視してリアルモニタリングをされている会社など、さまざまな加盟店調査の方法、方針があるとお聞きしていますが、今後2020年に向けてキャッシュレス決済の促進を目指すといわれていることを踏まえると、新たな加盟店がますます拡大していくと思われます。この場合、いよいよ途上審査が重要になってくるのではないかと感じています。つきましては、この体制についてはぜひ実効性のある内容で、かつ具体的な実施目標などをお示しいただければと感じておりますし、また、幅広い関係者による検討を進めていただければと思っております。

○山本委員長　ただいま2点ご指摘いただいた点につきましては、今後の取り組みへのご要望ということで承っておいてよろしいですか。

○鈴木委員　はい。

○山本委員長　どうもありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。沢田委員、お願いします。

○沢田委員　ありがとうございます。報告書のおまとめ、ご調整、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

私も報告書そのものに対する異論はもちろんございません。今後、規制の具体化を検討していただくに当たって、もしご参考になればということで、ちょっと実務というか、実態のご紹介をさせていただくという趣旨の発言なのですが、よろしいですか。

零細の加盟店のことです。いわゆるネットショップ数社とこの件について話をしました。いずれも、店長の他にはパートさん数名みたいな本当に零細のお店です。モールに出店しているところもありますが、それとは別に本店として独自ドメインのショップを運営しているところが多いです。今回は主に独自ドメインのほうの話を聞いてきたのですけれども、皆さん、カード番号をもっているというケースはもはやなくて、非保持につきましては全く違和感がないということがわかりました。

他方、不正使用対策については彼らの理解を得るのはかなり大変だなという印象をもちました。この話をしたときの最初の反応として共通していたのは、番号を自分でもって

ないのに不正かどうかわかるわけではないではないかと。それはそもそも規制されても無理だし、カード会社の仕事ではないのかというのが大体の反応なんですね。それに対して、ショップさんには不正使用を検知して排除することを期待しているのではなくて、不正使用しにくい仕組みを提供してほしい、と。例えば、注文のときにセキュリティコードを聞く仕組みにするとかということが義務になるのではないかと思います。もちろん現段階でそこまで決まっている訳ではないので想像でいっているわけですが、そうすると、それは買い物かご、ショッピングカートのシステムの仕様なので、自分たちにはどうしようもないというお答えが大体返ってきます。カートのASPを提供している事業者さんは、関連会社をもっていたり、提携先があったりして、決済機能も提供していることが多いですね。なので、カートさんのところで、あるいはそのグループで、怪しいカード情報を検知すると、加盟店にアラートを出して、ちょっと電話連絡してみた方が良いとか、そういう機能があるようなんですね。なので、今後の周知に当たって——最初に申し上げようと思って忘れてしまいました。12ページのところ、2段落目に「加盟店等の関係事業者に対して十分な周知を図っていくことが重要」と入れていただきましてありがとうございます。周知に当たっては、まずカートASPの事業者に協力を求める必要があるのではないのかと思います。逆にいえば、そこで協力が十分に得られるのであれば、モールやASPを使っている零細加盟店のところにまで義務を課す必要はなくなってしまうのかもしれないというふうに思いました。現在、大手のカートさんは、セキュリティコードを聞く仕様にはほぼなっているようにみえますが、3Dセキュアに対応できているというところはまだ余り多くないという認識です。

あと、番号と有効期限だけで決済できるカートというのも旧バージョンなどでまだ残っていて、そういうカートを使っているショップもあったのですけれども、扱っている商材が単価の安い加工食品とかで、不正カードで狙われるようなものでは決してないのです。リスクベースという意味では放置してもいいカテゴリーなのかもしれないなくて、実際、今まで一度も不正使用のカードの被害に遭ったことはないという話でしたので、このあたりが整理されるといいなと思います。

あと、ショップの側からみると、買いに来るお客さんができるだけ便利のようにいろいろな決済方法を用意しているのが通常で、普通に買い物かごでクレジットカード番号を入れるという以外に、代引きのときのクレジットカード決済とか、具体名を挙げてしまいますけれども、アマゾンペイメントや楽天ID決済や後払い決済など、いろいろなところで

最終的にはクレジットカードに繋がる決済手段があります。これら全てについてショップ自身が不正使用対策義務を負うことになるのかどうかと聞かれても私には答えられなかったので、今後整理されていくというふうに思っただけなのでしょうということが質問です。

零細ショップの事情はこのとおりなのですが、これより、もカートASPなどを使わないで、モールにも入らずに、自社で独自のeコマースシステムをつくっているような中堅どころ、このあたりが本当に問題になるようなところではないかと。これについては、番号情報管理についても共通するのではないかという印象をもちました。

以上、ご報告です。ありがとうございました。

○山本委員長　大変貴重なご指摘、情報提供をありがとうございました。ご質問がありましたでしょうか。

○沢田委員　今後整理されますかという確認だけです。

○坂本商取引監督課長　具体的な周知の先とか周知の仕方については、今後ご相談しながら、ぜひしっかりやっていきたいと思います。

あと、この議論の範囲ですけれども、割賦販売法というところからスタートしていますので、クレジット決済ということで、さまざま決済手段がある中で、ただ、おっしゃったように代引きのときのクレジット決済というのと、直接ネットに入力するクレジット決済はいろいろな段階があるかと思いますが、議論の範疇としてはそういういろいろな局面で使われるクレジット決済。ただし、ほかの決済手段というのはちょっとまた別の議論かなと思います。

○山本委員長　ほかにご発言はございますでしょうか。それでは、大谷委員から。

○大谷委員　私のほうからは、今回のこの報告書については、方向性も含めて賛成をさせていただきますと思っています。

セキュリティ対策については、消費者としてやはり安全に利用するためには、しなければいけないことを確実にした上で行動を起こしていかなければいけないと思っています。そのためには、私のいる消費者相談の現場でも、消費者に向けて消費者教育の必要性が切に感じられておりますので、苦情相談を通じて一つ一つ行動を起こしていくように、そう促せていけたらいいなと考えております。

また、今回の報告書にあるようなセキュリティ対策全般に関しては、実行計画に基づいて確実に、そして迅速に行っていただくということを切に希望しますし、期待させていただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ご発言どうもありがとうございました。

では、続いて岩崎委員からお願いいたします。

○岩崎委員 私も、大谷委員と重なる部分が多いのですけれども、やはりセキュリティ対策におきましては、マルチステークホルダー・プロセスという言葉もありましたが、ステークホルダーとしての消費者の役割が非常に大きいかと思います。15ページの消費者理解の促進のところで、消費者にも一定の対応が必要になると書いてあるのですけれども、セキュアな環境づくりで一番恩恵を受けるのは消費者ですので、そこをちゃんと理解してもらって対応してもらう必要があるかと思います。

同じ15ページに、セキュリティに関し、我が国消費者の意識は現状必ずしも高くないとの指摘がありますが、多くの消費者はセキュリティ意識が高いのですが、一部の消費者に課題があるのが実態です。恐らく業界団体等も一生懸命情報発信や啓蒙活動をしているのですが、結局それらに反応するのはセキュリティ意識が高い消費者でして、本当に高めてほしい人にはなかなか届かないというのが実情かと思います。ただ、そこで諦めてはいけなくて、消費者相談の方々も今すごく努力なさっていると思うのですが、もっといろいろなステークホルダーが一丸となって、そういったアプローチしづらい消費者にもアプローチできるような有効な手だてを考えていかなければいけないと思っております。

以上です。

○山本委員長 どうもありがとうございます。昔から指摘されてきたことですが、課題がなかなか残っていると。

では、池本委員。

○池本委員 今、お二人の発言にちょっと誘発されて、少し、消費者の理解促進に向けて経産省自身ももっともっと取り組んでいただきたいということで申し上げたいと思います。

これは私自身が調査したのではないのですが、複数の消費者から聞いたところで、例えばカードの裏側にサインをしていない人がまだいる。サインをすると真似られるから危険ではないかというふうに公然と答えるとか、あと、暗証番号を打つ方式とサインをする方式のどちらが安全か。サインは自分の文字だから、こっちが安全ではないかという人が複数なんですね。だから、やはり根本のこのクレジットシステムでセキュリティのために何をしなければいけないか、何が危険で何が安全なのか。それこそお店に行って、磁気スト

ライブでカードをシャットとやったら、「えっ、おたくはまだこれなんですか」というぐらいの、そういう消費者がふえるくらいに、きちんと啓発をしていただきたいという期待を込めて発言を申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございました。

ほかにご発言はございますか。小塚オブザーバー。

○小塚オブザーバー セキュリティの話に皆さん集中しているようですが、ちょっとFinTechというか、ペーパーレスのところについて発言をさせていただきます。

このペーパーレスのところに、幾つか、これこれを検討すべきであるというような書きぶりがありまして、ちょっとこれがどういうタイムスパンで実行されるのかというのは必ずしも読み取れないのですが、その書きぶりを別に修正するという趣旨ではなく、今後すぐではないかもしれませんが、数年間の間にどういう方向で動いていったらいいかということです。

まず、書面一括法以降ですけれども、ある分野では非常に電子化が進んでいる分野があります。特に会社法の関係は、株主総会などは、むしろ電子的に投票できることが株主サービスであるという方向で、なるべくそれを導入しなさいという方向になっていると思います。この辺は、先ほどの話とちょっと似ているのですが、一括法のころは、いわば進んでいる人には電子で対応します。でも、そうでない人はいつでも紙に戻れますという世界だったのですが、逆の意味での消費者サービス、利益といいますか、むしろ電子化対応することがかえって消費者利益になるという側面もあるのではないかというのが、まず第一のレベルです。

次に、それでは具体的にということですが、お書きになっているようなネット取引とか、あるいは端末を使った取引などの場合に、ネットとか端末から見に行けるものがあるのであれば、書面を一々紙で交付するということはしなくてもいいということになるのではないか。これは要するに、同意という起案を、そのような決済手段の利用によって置きかえていくという、そういう考え方だと思いますけれども、それはそれほど飛躍なくできることではないかというふうに思うわけです。

それから、3つ目には、恐らくそういうことをしていく中で問題になっていくと思いますが、この包括信用購入あっせんの場合の考え方を見直していくというよりも、包括信用購入あっせんは必然的に基本契約があって、それに基づいて個別取引がされますので、基本規約で共通に定められている部分については、どこかにデータがあって、見られるとい

う状態であればよい。個別のときに消費者にリマインドされるのは、その個別取引にかかわることだけでよいと、こういうふうに整理をしていくのが合理的ではないかと考えているということです。

以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。一部はスケジュールということについてちょっとご質問があったかと思いますが、今の段階ではお答えはできますか。

○坂本商取引監督課長　　例えば、済みません、25ページの具体的な対応ですけれども、まず、解釈の明確化というのは、この提言をもしセットいただけたら、直ちに明確化をして示していきたいというふうに思っておりますし、(2)情報項目の見直しに関しましては、これはほぼ省令レベルの話でございますので、まずは法律のほうをかためてからということだと思います。

(3)の情報提供の手段のあり方に関しましては、これは法律事項ということになりますので、まとめていただいた提言に従って、セキリュティの話と同じタイムスケジュールでチャレンジをしていければというふうに思っております。

○山本委員長　　今回の追補のほうの審議では、前回の15回小委員会においてFinTech協会から15分プレゼンをいただきまして、15分審議いただいたという段階でのとりまとめになっておりますので、その間、委員の皆様から個別に随分ご提言、情報提供をいただいたかと思いますが、今回踏み込めるのはこの程度ということです。今後、電子化——電子化といいましても、現行割販法の4条の2の緩和ということも含めてですけれども、それから情報項目の見直し、情報提供義務主体、すなわち加盟店義務とクレジット会社の義務とで、それぞれ問題の質が違うところがありますので、今回の整理を踏まえてさらに検討していくべきだという記述とになっているということです。今後適切に見直すべきところは見直していくということかと理解しております。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。赤松様、お願いいたします。

○赤松オブザーバー　　オブザーバーでのご発言を許していただきたいと思います。ちょっとアウェーの会場なので、なかなかはばかれるところではありますけれども。

12ページで、先ほどセキリュティの議論にちょっとまた戻らせていただきたいのですが、我々加盟店側からみた場合に、今回1年近くセキリュティ対策協議会でまとめられた実行計画というのがございまして、実は、百貨店協会では、この辺、実行計画に基づいて既に準備を始めております。中小の事業者もおりますので、大手を含め、81社の協会会員がこ

のセキュリティ対策をどうこなしていくかということを進めておりまして、ここにございますように、今回の11ページの2ポツでお話しされているような義務の内容の具体的なやり方については、我々はこの実行計画をその具体的な指針としてみておりまして、確認が一つなのですけれども、これ以上の義務が急に加わることはないなど。この実行計画に基づいて、2年ないし3年ぐらい準備にかかりますので、それに基づいて進めていけばよいということをやっと確認させていただきたいなと思っておりまして。

それから、もう一つだけ。あと質問ですけれども、その次の3段落の3ポツのところですけれども、義務履行の担保措置についてですが、2行目のところに「番号等情報管理や不正使用対策の対応状況が著しく不十分である場合にも的確に対応できるよう」、指導、勧告や改善命令が出るということで、その「場合にも」の「も」にちょっと心持ちひっかかっておりまして、どういうことを想定しているかということ、例えば我々を含め加盟店がこれからいろいろな準備を、もしくは強化をしていく中で、例えば2020年ごろに対して全く何にもやっていなかったとすれば「著しく不十分」だろうと。ただ、ちょっとおくらせてしまって、2ヵ月おくらせてしまうんですけれども、2020年ぎりぎりまでとかいった場合には、ちょっと不十分なんだけれども、その両方とも、「にも」の「も」に含まれてしまうのかなというちょっと懸念があって、もし、もう原案どおりで構わないのですけれども、「著しく不十分である場合には」とか、「に」でとめてしまって、その場合はもう明らかに処罰を受けるみたいなことを我々は意識しているということをお伝えし、質問とさせていただきたいなということでございます。

以上、2つでございます。

○山本委員長 前半はご確認ということでしたが、2点ほどご質問がありましたので、よろしく願いいたします。

○坂本商取引監督課長 1点目、実行計画を超えた義務づけではないかというご質問に関しましては、例えば、済みません、12ページのところにもございますが、今回は性能規定の考え方というのでまとめさせていただいておりまして、法令上というか、制度上は一定の水準のセキュリティが確保されれば具体的なやり方は多様なやり方があるというか、自由というような性能規定というふうにまとめておりますけれども、その具体的な指針に関しましては、12ページの上から3行目、「まずは」というところでございますように、現状では、この実務上の指針ということでございますのはこのセキュリティ協議会の実行計画ということでございますので、実行計画として必要な見直しは行われ得ると思ってお

りますけれども、当面の指針、2020年に向けた指針として想定しているのは実行計画というご理解で間違いはないかと思っております。そういった趣旨を報告書にもまとめさせていただいております。

2点目のところにつきましては、ここの「も」のニュアンスは、こういった著しく不十分な場合であっても十分に対応できるように、緩いところから始まって、最後は罰則まできちんとフルセットで準備をしておく必要があるのではないかとということでご理解をいただければと思っております。逆に、具体的に取り組みが進んでいる場合に不十分ということになるかどうかということもあると思いますので、そういったことでご理解をいただければと思います。

○赤松オブザーバー ありがとうございました。

○山本委員長 ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。二村委員、お願いいたします。

○二村委員 非常に細かいことではあるのですが、2つほど確認をしたいことがございます。

一つは、12ページ、「加盟店等に対する公表制度の導入を検討すべき」という記述があるのですが、これは義務に違反している加盟店等に対してもと、かなり無限点に書かれているものですから、通常、今まで行政庁が公表というときには行政処分事例における公表で、行政指導段階での公表というのは、つい先般の労基の関係、長時間残業という事案ぐらいしか承知していないものなので、どのあたりまで踏み込むことを念頭に置かれてこういう記述となったのかというのがちょっと知りたい部分の1点目でございます。

もう1点が、こちらは意見なのですが、17ページの「規制対象の拡大について」というところで、特商法において、役務について広い概念であるとの解釈がとられていることを踏まえつつ——これはわかるのですけれども、個別信用購入あっせんに関する消費者以外の発生状況に応じ、解釈においても適切な対応と。法令解釈というのを、そんなに何かがあったから法令解釈を変えますといわんばかりの読みがされるというような、ちょっと違和感があるものですから、もう少しここは修文を工夫していただいたほうがよろしいかなと思っております。

○山本委員長 それでは、ご質問とご意見ということでしたが、前半のご質問に対しお答え願います。

○坂本商取引監督課長 12ページ、義務履行の担保措置の公表制度に関するご質問で

ございますが、法制的にはちょっとこれから具体的に詰めていく部分ですが、一つ、例えば
といたしましては、多分労基法に近いと思いますけれども、上に挙げさせていただいてい
る指導の次に勧告といった措置があり得るわけですが、その勧告を受けたにもかか
わらず、勧告に違反をした企業といったようなことを具体的には想定できるかなと思って
おりますが、ちょっと具体化は今後の課題とさせていただければ。

○山本委員長　ここは行政処分とは横並びに公表が書かれておりますので、非常に新し
い内容が含まれているということであるかと思います。

それから、特商法の関係につきましては、指定権利性のほうについては割販法の立法事
実をみて対応すると記述しております。しかし、役務のほうは、特商法で解釈改正をされ
ると、立法事実をみないで割販法も当然に解釈改正するという書き方にすると、ちょっと
論理矛盾が生ずるので、適切な対応をとるべきだという書き方にとどめさせていただいて
います。今、確かに先生がおっしゃったようなことがございますので、適切な対応とい
う中で考えるか、あるいは何らかの修文が可能かどうか、さらに検討させていただきます。

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にもうお気づきの点は全てご発言いただいたというふうにご理解させていただいてよ
ろしいでしょうか。

そういたしましたら、修文にかかわるご指摘、あるいは検討すべきだというご指摘が若
干あったかと思いますが、おおむね当方からのご説明をご理解いただいて、原案で賛成と
いうことでご了承いただいたというふうに理解しております。したがって、若干残りまし
た必要な修正の文案、修正の可否につきましては、なお事務局と相談して検討させてい
だきます。そのような修文のご一任も含めて、報告書をこれで承認されたものとして取り
扱わせていただいてよろしゅうございますでしょうか。——どうもありがとうございます。

それでは、ここで、住田商務流通保安審議官から一言ご挨拶を申し上げます。

○住田商務流通保安審議官　どうも、きょうも大変活発なご議論をありがとうございます
した。

今回、割販法の改正でやろうとしていることというのは、非常に、ある意味チャレンジ
なことでありまして、議事がどんどん進んでいく、実態も進んでいくという中で、そ
れを制度がどう追いかけていくか。しかも、それを追いかけるだけではなくて、これから
またさらにどんどんFinTech、特にFinTechの世界というのは技術も進み、実態も進んでい
く、変わっていくということを当然想定しながら、それにも何とか対応できるような仕掛

けをつくっておきたい、こういう気持ちでやっておるものですから、いろいろな部分で非常に貴重なご提案をいただいたおかげで、大分方向、これぐらいやると何とか、少なくともしばらくは対応できるのではないかなと、そういうものを何としてもつくっておきたいという、そういう思いであります。

したがって、変わっていくということがやはり基本なので、その変わっていく中で何を実現し続けなければならないか、これを決めておくという、そういう立法措置になるということで、したがって、性能規定とかといっていますが、これは決していい加減ということではなくて、性能規定というものの中で何を実現しなければいけないんだよというのを、細かに行為を規制するのではなくて、こういうレベルの結果が実現できるようにしましょうねと規定するという——これは釈迦に説法でございますが、そういうことでございますから、では、具体的にそれをどうやったら実施できるのか。行為に関してはいろいろな選択肢があるし、まさにさっき実行計画の話が出ましたけれども、今、実行計画で書いてあることというのは、また1年たっただけで少し見直さなければいけないところが出てくるかもしれない。そういうような行為、どういう行為かということも変わり得るということがすごく大事なところかなというふうに思います。

その際に、一つ、今回もご提案させていただいているこのリスクベースというのが非常に一つの大きなカギになるわけでありまして、やはり無駄な規制はしたくないけれども、必要なところはちゃんと対応してもらわなければ困る。これが、リスクベースというとか難しい言葉のように聞こえるけれども、要はそういうことなわけでございます。

このリスクベースというのをまた考えていくと、だんだんどんどん難しくなっていくのですが、実は、クレジットカード、まさに消費者が主役でありますから、消費者のリスクをどう小さくしていくか、消費者がかかわるようなリスクをどう小さくしていくかということが一つの基本であるわけで、消費者の側も、どういうところにどれだけのリスクが潜んでいるのか、これをいろいろ知っておいていただくほうが、消費者の側から事業者に対して——さっき池本先生だったでしょうか、お話がありましたけれども、こんなにいつまでもシュッなってやっているなよという、そんなような声が出るぐらいの世の中になると、これは相当いいなと私も思っているのですけれども、まさに消費者の方がそういういろいろなことをご存じになると、日本の消費者の方というのはすごい賢いですから、これまでからもいろいろなご提案を企業に対してされるということ、しかも、非常に健全な提案をされるというのが日本の消費者の強みだと私は思っているのですけれども、そう

いうことをしていただくためにも、消費者に対する情報の提供というのは、これは今まで以上にいろいろな形で、一回きりではなくて、着実にやっていく。消費者教育ということなのかもしれませんが、やはり消費者自身の方に判断をしていただけるような、感じていただけるような、その基礎は、どれだけのリスクがあるのかということなのだと思うんですね。

ややもすると、今の国の状況というのをみていると、お店と消費者の関係というのは、まずお店の側で自己規制みたいなのをされていて、とにかく便利さとか、スピードだとか、効率性というのをあまりに求めるために、シュッとやって、しかもサインもなしみたいなのが非常に多いし、たとえP I N対応の端末をもっている、P I Nは勝手にレジのほうで入れてしまいますみたいな、そういうことを実はやっていて、これは別によかれと思って実はやっているわけで、消費者の方をお待たせしてはいけないとか、3人以上まっではいけないとか、そういう自主的なルールをつくっておられればいいのですけれども、では、本当にそれが消費者のリスクということを考えたときにいいんですかというのと、決して多分そんなことはなくて、消費者の方もそれを知っていれば、いや、ちょっと待ってくれと。あなたは何か勝手に押したけれども、私はP I Nを押したいんだというような、何かそんな時代になると本当にリスクも小さくなってくのではないかなと、こんなふう感じておるわけでございます。

そういう意味で、今回の仕組みというのは、この性能規定もそうですし、さっきトップランナー的なのというのもありましたけれども、ある種トップランナー的な、先進的な対応をするような事業者は、より高く評価される。これもリスクベースで考えると高く評価されるような世の中をつくっていく。そういうことで、今回この見直しをする制度が、ある種イノベーションを促していくような、イノベティブな事業者を選別し、また、イノベティブな対応をどんどん後押ししていくような仕掛けに何とかできないかなと思います。相当欲張りなのですけれども、変化する時代の中でそういうのを一つやってみようではないかということで、実は、今後の成長戦略のようなものの中でも、そういうイノベーションを促していくような規制をいろいろな形でつくっていこうよというようなことはぜひ盛り込みたいというふうに考えているところなのですけれども、その一つの典型的な例、この委員の皆様がお考えになったこの仕組みがまさにその先駆者だと、そういうふうになっていけたらいいなというふうに思っておるわけでございます。

きょうのご議論の中でいろいろとご議論を関わらせていただけたけれども、全体としては

非常に方向性を共有していただけたということが私は大変うれしかったなというふうに思っています。非常に難しいテーマであるだけに、今後ともぜひ長続きできるような仕掛けになっていかなければいけないし、この仕組みの中では決して誰かがずっと同じ行動をしていたら安心ということではなくて、消費者も加盟店もカード会社もアクワイアラーも、みんな少しずつ高まっていかなければこのネットワークは満たせないという、多分こういう仕掛けになるのではないかと思いますので、ひとつ今後とも皆様のお知恵をいろいろな形でわかりすることもあると思います。よろしくお願いします。

それからまた、山本委員長におかれましては、非常に難しい問題をまとめていただきまして、大変ありがとうございました。

どうもありがとうございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○坂本商取引監督課長　　4月から3回にわたりまして、委員の各皆様、本当にありがとうございました。

本報告書の追補版、本日、案としてお示しさせていただいたものにつきましては、本日、委員の皆様からいただいたご意見、ご指摘を踏まえまして、必要な修正を加えまして、山本委員長にご相談をした上でセットさせていただきたいと思っております。その上で、委員、オブザーバー、各委員にご送付をさせていただきますとともに、経済産業省のホームページに掲載をしたいと思っております。

済みません、1点だけ、今月末に日本再興戦略がセット、発表される予定で、その中に、今最終調整段階でちょっとまだ載せられなかった部分で、この今回のクレジットのセキュリティ強化といったようなことも入る方向でございますので、そこは今月末セットされた時点で、恐らく中期という形かと思えますけれども、政府の全体の方針という意味合いで入れさせていただければありがたいなと思います。ありがとうございます。

○山本委員長　　それでは、以上をもちまして第16回割賦販売小委員会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——